

お知らせ NEW

竹原市空き家等 対策計画（案）に ついての意見募集

市では、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、同法第6条第1項に基づき竹原市空き家等対策計画の策定を進めております。

本計画の策定にあたり「竹原市空き家等対策計画（案）」について、意見を募集します。
意見募集期間
2月27日（月）～3月29日（水）必着

閲覧場所

都市整備課、支所・出張所、市ホームページ

意見を提出できる人

次の①～③のいずれかに該当する人

- ①市内に居住する人
 - ②市内に建物を有する個人及び法人、その他の団体
 - ③市内に通勤・通学する人
- 意見の提出方法**

指定の様式にご意見を明記し、ファックス、電子メール、

郵送、または直接、都市整備課へ提出してください。
結果の公表

募集締切後、提出意見及びその意見に対する考え方を市ホームページで公表します（氏名などの公表は行いません）。なお、意見に対する個別の回答はしません。

提出先・問い合わせ

都市整備課住宅建築係

☎ 22-7749

FAX 22-8579

Eメールアドレス

toshi@city.takehara.lg.jp



商品であつて使用 しない軽自動車等の 軽自動車税課税免除

平成29年度から、中古軽自動車等販売業者（古物営業法第3条第1項に規定する古物

商の許可を受けているものに限る）が、賦課期日（4月1日）において商品として所有し、販売を目的としている中古軽自動車等について、一定の要件を満たしていれば、申請により軽自動車税の課税免除を受ける事ができます。

申請期間

4月3日（月）～28日（金）

申請に必要なもの

申請書、古物商許可証の写し、古物台帳の写し、車検証の写し、車両等の写真

※要件、申請方法等の詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせ

提出先・問い合わせ

税務課市民税係

☎ 22-7732



平成29年度 臨時職員の登録者募集

竹原市役所（出先機関等含む）、竹原市立学校・保育所などに勤務する臨時職員の登録者を募集します。登録した人の中から必要に応じて雇用します。

募集する職種	応募条件	申込期限	申し込み・問い合わせ
事務補助職員 (職員の育児休業や臨時的な業務などが生じた場合に勤務する。)	パソコン操作（ワードやエクセルの入力作業）のできる人	随時	所定の申込書（総務課に備え付け）により、総務課人事係（☎ 22-7719）へ
用務員・校務補助員（小中学校）、 介助員（幼稚園及び小中学校）、 幼稚園教諭（幼稚園）、養護教諭（幼稚園）	幼稚園教諭・養護教諭については、それぞれ免許を有する人	随時	所定の申込書（教育振興課に備え付け）により、教育委員会教育振興課（☎ 22-2329）へ
代替保育士 (公立保育所の職員の休暇などによる欠員が生じた場合に勤務する。)	保育士資格を持つ人で、保育業務に熱意のある人	随時	所定の申込書（社会福祉課に備え付け）、履歴書、資格証明書の写しを、社会福祉課子ども福祉係（☎ 22-7742）へ
給食調理補助員 (保育所で給食調理補助員として勤務する。)	体力に自信があり、調理業務に対して熱意のある人	随時	所定の申込書（社会福祉課に備え付け）、履歴書を、社会福祉課子ども福祉係（☎ 22-7742）へ

子育て住宅で暮らしてみませんか？

～子育て世帯向け地域優良賃貸住宅の入居者を引き続き募集しています～

生活音を軽減する床材料を採用し、敷地内に遊び場やコミュニケーションスペースを設置するなど、子育てに配慮した住宅への入居者を募集しています。



【入居資格】

- ①同居する18歳未満の子どもまたは妊娠している人がいる世帯、または新婚世帯
- ②世帯の月額所得が、10万4千円を超え、48万7千円以下であること
- ③入居者及び同居親族が市税や公営住宅の家賃等を滞納していないこと
- ④連帯保証人を1人立てられること、または保証会社の利用が可能であること

【募集住宅】 ヴィラS&C

(住所：竹原町字下新開 3465 番地 4)

棟名	階数	間取り	床面積 (㎡)	戸数	家賃 (円)
D	1階	2LDK	60.86	1	41,000～61,000
B・C・D	2・3階	2LDK + ロフト	71.73	3	45,000～65,000
E	2・3階	2LDK + ロフト	81.29	2	48,000～68,000
F・H	2・3階	2LDK + ロフト	82.40	4	50,000～70,000
G・I	2・3階	2LDK + ロフト	82.40	3	50,000～70,000
計				13	

※戸数については1月末現在です。

※家賃は助成を受けた後の金額で、入居者の収入や世帯の人数によってそれぞれ異なります。

【家賃助成】

次の要件を満たす場合は家賃助成が受けられます。

- ①18歳未満の子どもがいる世帯
- ②新婚の世帯

※助成期間等については、お問い合わせください。

助成額	月額所得 (注1)	世帯の収入の目安 (注2)
3万円	～186,000円	～4,891,999円
2万円	186,001円～259,000円	4,892,000円～5,987,999円
1万円	259,001円～487,000円	5,988,000円～9,093,334円

注1：月額所得＝(世帯の所得の合計－(世帯の人数－1)×38万円) / 12

注2：世帯の人数等により異なりますが、4人の世帯で1人のみ給与があり、障害者控除等がない場合の一年間の収入の目安です。

【入居申込方法】

所定の申込整理票(都市整備課、支所・出張所に備え付け)等により、都市整備課住宅建築係へ提出してください。

※詳細は募集のしおりをご覧ください。お問い合わせください。

問い合わせ

都市整備課住宅建築係 ☎ 22-7749



現地見学は随時行っており
ますので、2日前までに電話で
ご連絡ください。

入居者の声

- 「家賃助成が思った以上にあった」
- 「新築できれい」
- 「公共施設・店舗・公園に近い」
などの声がありました。